

事 務 連 絡  
平成 29 年 11 月 13 日

都道府県  
各 指定都市 衛生主管部（局）御中  
中 核 市

厚生労働省健康局健康課

本格運用開始後における医療保険者との情報連携について（補足連絡）

予防接種に係る業務の円滑な実施に当たっては、平素より格段の御協力と御尽力を賜り厚く御礼を申し上げます。

標記につきましては、先般「本格運用開始後における医療保険者との情報連携について（依頼）」（平成 29 年 10 月 26 日付け厚生労働省健康局健康課事務連絡）により、試行運用期間中に確認された医療保険者と市町村等との情報連携における課題に対応するための医療保険者側での対応方針等をお知らせしたところですが、同事務連絡において参考として添付致した保険局事務連絡の 3（3）①の対応に係る留意事項を下記のとおりお知らせいたしますので、関係機関に対して改めてご周知いただきますようお願いいたします。

#### 記

市町村等が医療保険者に対して電話等による照会を行う場合、照会先となる医療保険者の名称を特定する必要があるが、エラー等の発生後（医療保険者への照会が必要となった時点）に医療保険者の名称を確認することは、申請者への連絡等に時間を要することとなる。

そのため、市町村等においては、申請者に対して、各事務手続の申請書類の備考欄や余白等に当該申請者が加入している（又は加入していた）医療保険者名を記載した上で窓口等に提出することを事前に周知するとともに、申請書類の受付時に医療保険者名の記載の有無について、確認を行うこと。